

候。堺目にも人を付置、聞届可申越候。謹言。

八月七日

利家 在印

青木善四郎殿

大屋助兵衛殿

八月十二日。前田利家、越中阿尾城主菊池武勝等に、羽柴秀吉の軍の加賀に入りたることを告ぐ。

【菊池文書】

一九一〇

態令申候。仍今度手柄なる首尾、被令屬勝手候事、外聞實儀施面目候。寔無比類働共候。殊上之御人數賀州一國ニ充滿候。野山も不分躰候。馳而此表より押入、不移時日可討果事不可有程候。今日則關白様へも御注進申上候處ニ、不大形被爲御満足候。今朝は其方へも爲禮可令申處、きおひに取紛延引候。何事も期面之時候。恐々謹言。

八月十二日

前 又左
利家 在判

菊池右衛門入道殿

屋代十郎左衛門殿

御宿所

八月十七日。前田利家、能登の長連龍等に、十八日を期して河北郡津幡に到着すべきを命ず。

【遺編類纂】

一九一一

返々七尾には五郎兵計留守居をよく殘置、残り七尾表皆々可被越候。九里十左衛門荒山ニ居候而、残り可越候。已上。

明後日十九日此表にて惣手相働候間、此地まで着候様ニ早々可被越候。河尻之城へも能々念を被入、尤候。荒山ニは久三郎ニ鐵炮一雙相そへ可被置候、石動ニハ前の定番者共斗置候て、残りは一所ニ早く明日中ニ津幡まで着候様ニ可被越、由斷有間敷候。恐々謹言。

八月十七日戌刻

長九郎左衛門殿

前 又左
利家 在判

長 松殿
慶 二殿
種村三郎四郎殿
織部 助殿
宮川傳 内殿

御陣所

閏八月朔日。羽柴秀吉、藤懸三藏等に、越中討伐の状況を告げ、且援軍として來るを要せざることを述べ。

【北徴遺文】

一九一二

廿五日至于龜山歸陣仕之由ニ候。此中各苦勞共ニ候。仍當表事、越中俱利伽羅峠ニ馬を立、先勢東は立山うばだう・つるぎの山の麓迄令放火候處ニ、木船・守山・増山以下所々敗北候に付て、内藏助令降參、信雄を相頼、外山之居城を相渡、當陣所へ走入候條、命之義令赦免候。即今日外山城へ可相移被思召、芹谷野まで被越候。於外山越後長尾可出仕之由ニ候條、於彼地請可有之候。右

之分候間、太刀も刀も不入躰候間可心安候。今五三日令在陣、國中諸城之物主相付、置目等申付、頗而可納馬候。然此方へ可相越之由申候へ共、早人數も不入候間無用候。儘可得其意候也。

閏八月朔日

朱 印

藤懸三藏どの
田中小十郎どの
石川小七郎どの
高田小五郎どの
伊藤牛之助どの
谷 兵 助どの

閏八月六日。堀秀政越前北庄より、後藤才兵衛に、兩三日中に越中に進軍すべきことを報す。

【北徴遺文】

一九一三

御狀拜披、本望之至候。仍御身上之儀、今度關白様於太聖寺被仰出候由、先以珍重ニ存候。我等義今夜北庄迄令